

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	物価高騰重点支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

赤穂市は物価高騰重点支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

兵庫県赤穂市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	物価高騰重点支援給付金に関する事務
②事務の概要	令和6年度住民税非課税世帯等に対して給付金を支給するとともに、同世帯の子育て世帯に対し、加算給付金を支給する。 (物価高騰重点支援給付金支給事業に関する事務) 1 申請不要の支給、申請による請求、諸届等の受理及び審査に関する事務 2 決定通知、諸通知発送に関する事務 3 給付金支給に関する事務
③システムの名称	物価高騰重点支援給付金システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
物価高騰重点支援給付金支給対象者マスタ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第135項) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項 第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 総務部 行政課 TEL (0791)43-6850
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 健康福祉部 社会福祉課 TEL 0791-43-6982
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。具体的には、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで複数職員によるチェックを行い、特定個人情報が記載されている文書については鍵付きキャビネットに保管している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に赤穂市において策定した情報セキュリティポリシー等(第3編第2章中「2. 情報資産の分類と管理」、「3. 情報システム全体の強靱性の向上」、「4. 物理的セキュリティ」、「6. 技術的セキュリティ」等)を遵守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月21日	評価書名	物価高騰対策支援給付金に関する事務 基礎項目評価書	物価高騰重点支援給付金に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和7年2月21日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	赤穂市は物価高騰対策支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	赤穂市は物価高騰重点支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和7年2月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	物価高騰対策支援給付金に関する事務	物価高騰重点支援給付金に関する事務	事後	
令和7年2月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	令和6年度新たに住民税非課税世帯又は住民税均等割課税のみ世帯に対して給付金を支給するとともに、同世帯の子育て世帯に対し、加算給付金を支給する。 (物価高騰対策支援給付金給付事業に関する事務) 1 申請不要の支給、申請による請求、諸届等の受理及び審査に関する事務 2 決定通知、諸通知発送に関する事務 3 給付金支給に関する事務	令和6年度住民税非課税世帯等に対して給付金を支給するとともに、同世帯の子育て世帯に対し、加算給付金を支給する。 (物価高騰重点支援給付金支給事業に関する事務) 1 申請不要の支給、申請による請求、諸届等の受理及び審査に関する事務 2 決定通知、諸通知発送に関する事務 3 給付金支給に関する事務	事後	
令和7年2月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	物価高騰対策支援給付金システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバ	物価高騰重点支援給付金システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバ	事後	
令和7年2月21日	2. 特定個人情報ファイル名	物価高騰対策支援給付金支給対象者マスタ	物価高騰重点支援給付金支給対象者マスタ	事後	
令和7年2月21日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項 第162条	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項 第162条	事後	
令和7年2月21日	II 1. 対象人数	2024/6/3	2024/12/13	事後	
令和7年2月21日	II 2. 取扱者数	2024/6/3	2024/12/13	事後	
令和7年2月21日	IV8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年2月21日	IV8. 判断の根拠	—	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。具体的には、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで複数職員によるチェックを行い、特定個人情報が記載されている文書については鍵付きキャビネットに保管している。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年2月21日	IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年2月21日	IV11. 当該対策は十分か	—	十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年2月21日	IV11. 判断の根拠	—	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に赤穂市において策定した情報セキュリティポリシー等(第3編第2章中「2. 情報資産の分類と管理」、「3. 情報システム全体の強靱性の向上」、「4. 物理的セキュリティ」、「6. 技術的セキュリティ」等)を遵守している。	事後	様式改正に伴う項目追加